

みどりとかんきょう



第1章 概要

かつて農村であったころの練馬は、河川(石神井川、白子川、田柄川など)沿いに水田が開かれ台地上を畑地として利用し、台地と河川の境にあたる斜面(河岸段丘面)には樹林が分布していました。このように地形と密接に関連して土地利用が行われ、屋敷林や雑木林など、生活や農業生産と結びついたみどりが形づくられました。しかし現在は、貴重な雑木林や農地も減少し、住宅としての土地利用がほとんどとなっています。

練馬区では良好な樹林地を保全するために、全国の他の自治体に先駆けて**憩いの森制度**を創設しました。これを契機とし昭和 52 年、みどりを保護し回復する条例を制定しました。また、新たなみどりを創出するために**公園緑地等の整備、生け垣化助成制度等**による民有地の緑化といった多様な緑化施策を展開してきました。さらに、平成 10 年に「練馬区みどりの基本計画」を定め、積極的にみどりを守り育ててきました。平成 18 年には「みどり 30 推進計画」を策定し、今の子どもたちが大人になって活躍する概ね 30 年後に、緑被率 30%になることを目指し、区が先導し区民・事業者と協働しながら、みどりを守り増やしていくための取り組みを始めるとともに、さらにみどりの保全と創出を進めるために、これまでの条例にかえて、平成 19 年に「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を制定しました。

1 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例

区は、昭和 52 年 3 月に「みどりを保護し回復する条例」、また、昭和 57 年には「みどりを保護し回復する計画」を定め、これらを基本としたみどりのまちづくりを積極的におこなってきました。その後、平成 3 年には「第二次みどりを保護し回復する計画」を定め、練馬のみどりを石神井川、白子川、旧田柄川の 3 つの河川に沿った軸でとらえ、これらの軸を中心に、みどりの拠点の整備、充実を目指してきました。

また、条例制定から約 30 年を経て練馬のみどりを取り巻く環境が著しく変化してきており、区のみどりの実態および将来を見据えた条例の見直しが必要となりました。

みどりのまちづくりを総合的・計画的に推進することを目的として、現状の課題を解決する新しい緑化制度等をもりこんだ「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を平成 19 年 12 月にこれまでの条例にかえて制定しました。

2 練馬区みどりの基本計画

都市緑地法に基づく「練馬区みどりの基本計画」を平成 10 年に策定しました。これは第三次みどりを保護し回復する計画にもあたる総合的な計画です。この計画では、みどりの将来像として「みどりと水が育むまち ふるさとねりま」を掲げ、「区民みんなのみどりを愛し育みます」「みどりと水のネットワークをつくります」「ふるさとのみどりを継承します」「身近なみどりをひろげます」の 4 つの基本方針のもとに施策を示しています。数値目標は、①区民一人当たり公園面積 6 m² ②緑被率 30%を目指す

の2点を挙げています。策定から10年を経て、みどりを取り巻く現状や課題がさらに変化していることから、緑化委員会に諮問し、改正に向けた検討を行っています。

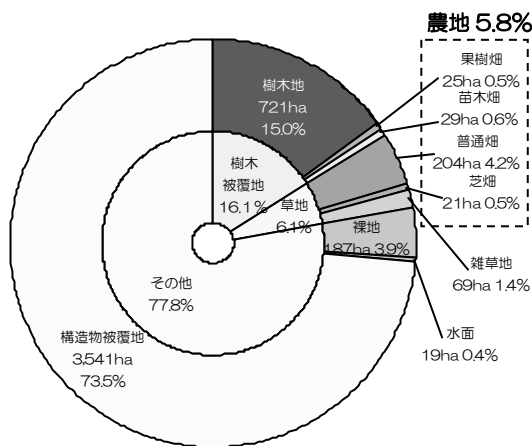
3 みどり30推進計画

今の子どもたちが大人になって活躍する概ね30年後に、20.9%にまで減少した練馬区の緑被率が、30%になることを目指し、平成18年1月に区長を本部長とする全庁的組織「みどり30推進本部」を設置し、平成18年12月に「みどり30推進計画」を策定しました。

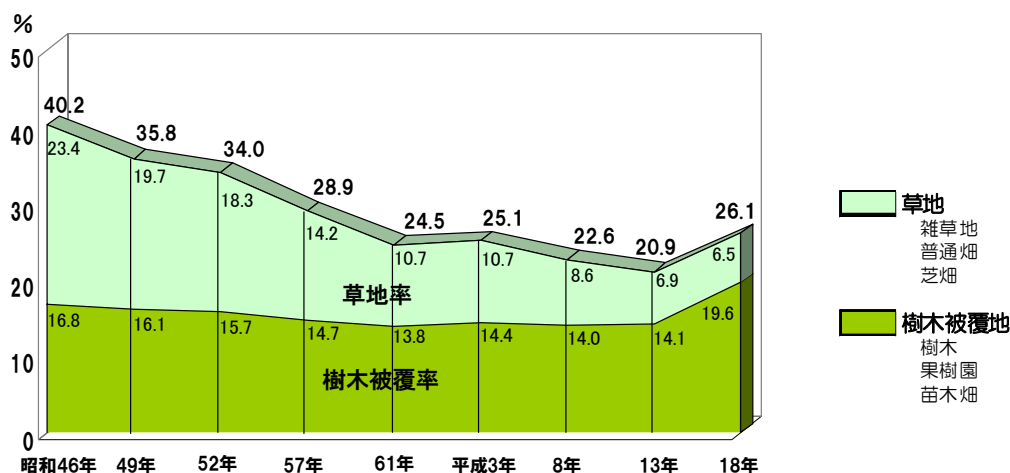
推進計画では、

- ①区立学校のみどりを増やす・・・校庭の芝生化、みどりのカーテンを増やす等
 - ②公共施設のみどりを増やす・・・施設の屋上緑化、壁面緑化等
 - ③道路や河川などの連続するみどりを増やす・・・みどりいっぱい風格ある道路をつくる等
 - ④公園を増やす・・・積極的かつ計画的に公園を増やす等
 - ⑤宅地のみどりを守り増やす・・・緑化基準の改定、落ち葉のリサイクル等
 - ⑥農地を守る・・・農業の担い手確保の支援、区民と農のふれあい促進等
 - ⑦樹林を守る・・・特別緑地保全地区の指定、郷土景観保全地区の新設等
- の7つの柱からなる施策によって、みどりを守り増やしていきます。

■緑被等の内訳



■緑被率の推移



緑被率の測定単位：
 昭和48年～昭和61年…100㎡を測定単位としてみどりを抽出
 平成3年～平成13年…10㎡を測定単位としてみどりを抽出
 平成18年度…1㎡を測定単位としてみどりを抽出

第2章 みどりを守り育てる仕組みづくり

1 緑化委員会・緑化協力員制度

区民参加による緑化を進めるため、「緑化委員会」「緑化協力員」の制度を設けています。緑化委員会は区長の附属機関として設けられ、区の緑化行政の種々の提言を行っています。

一方、緑化協力員は、公募による100人の区民が、それぞれの地域で自主的に活動し、地域の核となって緑化運動を行っています。

2 花とみどりの相談所

みどり豊かなまちを実現するためには、区民の理解と協力が欠かせません。区では、様々な機会を利用して、みどりに関する知識の普及や緑化についてPRを行っています。

みどりに関する相談や緑化活動の拠点である「花とみどりの相談所」では、植物の栽培や管理についての相談を受け付けているほか、花とみどりにまつわるさまざまな分野の講習会や展示会を開催しています。平成18年度には区のみどりのシンボルであることをアピールするために、屋根を緑化し、みどりと共生するまちのかたちを具体的に区民に示しています。

3 練馬みどりの葉っぱい基金

練馬のみどりを区民みんなで愛し育てていくために、平成16年10月、区は「練馬みどりの葉（は）っぱい基金（条例名：練馬区みどりを育む基金）」を設置しました。基金は、寄付金と区の積立金からなり、①樹林地など貴重なみどり資源の保全や取得②民有地の緑化の推進やみどりの普及・啓発③みどりのボランティア活動への支援・助成などのために活用します。平成20年3月末現在、約2億9千万円の積立額となっています。

4 練馬みどりの機構

平成18年3月には、区民・区内事業者そして区の三者により「練馬みどりの機構」を設立しました。機構は、屋敷林や雑木林・農地などの練馬らしいみどりを媒介とした地域コミュニティの形成を目指すとともに、みどりの情報ネットワークを構築し、区内のみどりの保護と保全、育成・活用に寄与することを目的としています。みどり30の実現に向けた協働のパートナーです。

第3章 みどりと水のネットワークの整備

1 みどりと水の拠点

練馬区は武蔵野台地の一角に位置し、大地に降る雨による地下水の涵養の恵みを受けた湧き水の豊富な地域でした。湧き水は三宝寺池や富士見池をはじめ多くの池を作り、石神井川、白子川などの川を形成しました。

かつての自然豊かな河川は、生活用水の流入や、護岸整備による湧き水の減少などにより排水路化し、一時区民との接点は遠のきました。

しかし近年、排水の規制や下水道の整備により川がきれいになり、また区民の生活様式や環境観が多様化する中で、「うるおい」や「やすらぎ」をもたらす水辺環境の整備を求める要望が高まっています。

そこで練馬の郷土景観である農地や、屋敷林・雑木林などの保全を図るとともに、東京都などとも協力し、大規模公園・緑道や河川などをみどりと水のネットワークをつくる「みどりと水の拠点」として整備していきます。

2 練馬区水辺ふれあい計画

区では、21世紀を展望した豊かな水辺環境を実現するため、平成元年度にみどりと水のネットワーク「練馬区水辺ふれあい計画」を策定し、河川との一体化や湧き水を利用した公園・緑地の整備のほか、緩傾斜護岸などの親水化整備を実現しました。

また平成13年度には、水辺における生態系の保全・回復、生物との共存という新たな視点を盛り込んだ「練馬区水辺ふれあい計画2001-2010」を策定いたしました。さらに19年度には、「練馬区環境基本計画2001-2010」の改定にともなって、この間充実してきた学校ビオトープについても紹介を載せるなどした、小幅の改定を行いました。（詳細は103ページ）

第4章 ふるさとのみどりの継承

練馬区は23区の中でもみどり豊かな区です。練馬区のみどりを代表するのは、練馬大根やキャベツから連想される農地とそれを取りまく雑木林や屋敷林です。しかし、昭和の高度経済成長に伴い練馬区への人口流入が激しくなり、こうした土地の宅地転用が進みました。市街化が進む中、ふるさを象徴する農地や樹林地を未来へと継承していくために、様々な施策を実施してきました。

1 憩いの森・街かどの森制度

土地所有者のご協力を得て、練馬区内に残る貴重な樹林地の保全を図りながら、憩えるスペースとして区民の皆さんに開放しているのが憩いの森・街かどの森です。それぞれの樹林の特徴を活かしながら、自然への影響を最小限におさえた整備をしています。

憩いの森は 1,000 m²以上、街かどの森は 300 m²以上を基準としており、土地所有者と 5 年間または 20 年間の無償貸付契約を結び、期間満了ごとに更新しています。貸付けられた土地は、都市計画税、地価税、固定資産税が非課税になります。

平成 20 年 4 月 1 日現在、憩いの森は 40 か所 106,376 m²、街かどの森は 9 か所 5,471 m²となっています。

2 保護樹木・樹林

貴重なみどりを保護するために、幹の直径が 50cm 以上の樹木を「保護樹木」、面積が 300 m²以上の樹林を「保護樹林」に指定しています。平成 20 年 4 月 1 日現在、1,395 本が保護樹木に、76 か所 (210,408 m²) が保護樹林に指定されています。

3 特別緑地保全地区

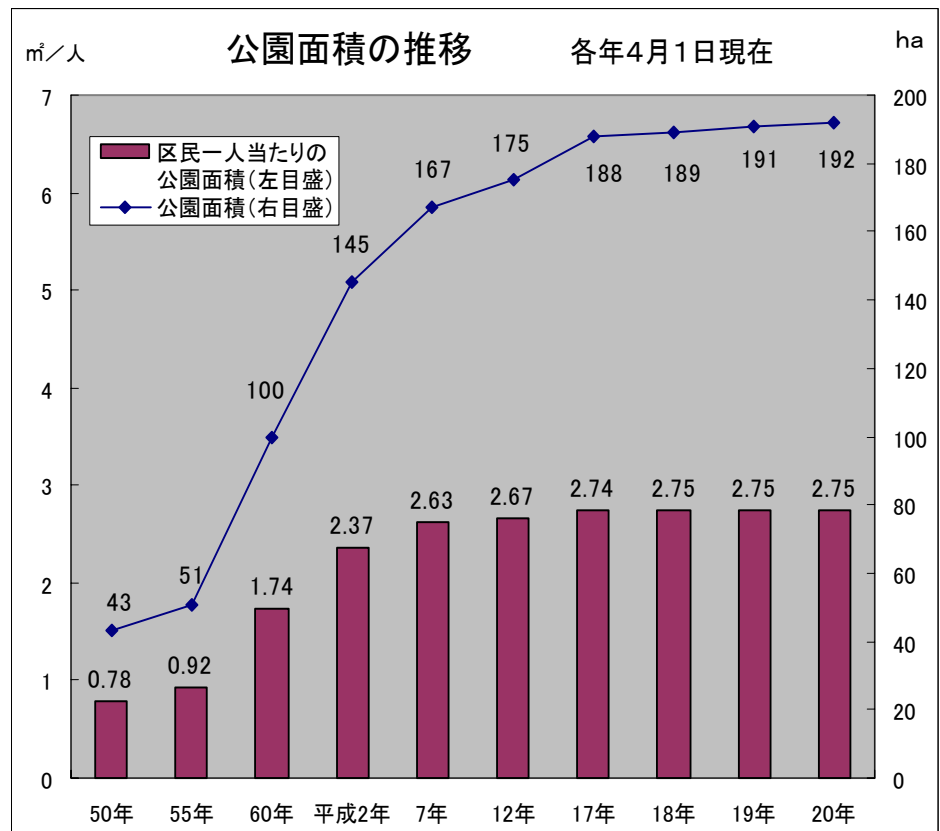
都市における良好な自然環境を守るため、都市緑地法にもとづき練馬区では、初めての特別緑地保全地区として、平成 18 年 11 月、早宮 3 丁目に「早宮けやき特別緑地保全地区」を定めました。また、屋敷林としても平成 20 年 1 月に練馬区指定天然記念物の指定も受けました。

第 5 章 身近なみどりの創造と再生

日常生活における潤いのある環境をつくるために、地域で身近なみどりの核となる街区公園の整備や生け垣化などを進め、身近なみどりの充実、道路や河川などの緑化、サクラ並木などの復元、駅前や公共施設などの緑化の充実を図っています。

1 公園整備

区内の公園、緑地や児童遊園などは、平成 20 年 4 月 1 日現在、都立公園 4 園を含め 618 園あり、その面積の合計は、1,919,898.55 m²です。区民一人当たりの公園面積は 2.75 m²で、昭和 50 年に比べると 3.5 倍になっています。「みどり 30 推進計画」では、概ね 30 年後の緑被率を 30% にすることを



目標にしています。

その実現に向けて「みどりの基本計画」にかかげた区民1人当たりの公園面積の目標値6㎡を目指し、今後も地域の特性を考慮した安心して楽しめる公園整備を進めていきます。

2 緑化計画書の提出

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じてみどりを保護するために、緑化の推進に関する計画(緑化計画書)を提出しなければなりません。平成19年度は448件の緑化計画書の提出がありました。

3 地域の緑化

学校緑化

区立の小・中学校は、教育の場であるとともに、地域社会のかけがえのない空間です。区では、みどり豊かな学校をつくることを目的に校庭の芝生化、みどりのカーテン、屋上緑化を進めています。

これまでに小・中学校103校のうち、13校で校庭の芝生化を、20校でみどりのカーテンを、5校で屋上緑化を行いました。

みどりの推進協定

残されたみどりの保護と失われたみどりの回復を図るために、一定の地域の区民と区が協定を結び地域の緑化を進めています。平成20年4月1日現在、13地域で協定が結ばれており、苗木の配布によるまちの緑化・美化が行われています。

生け垣助成の推進

みどり豊かな環境をつくと同時に、震災時の安全確保のために「生け垣化助成制度」を実施しています。

住宅の道路に面した部分を対象として、ブロック塀などを生け垣に造りかえる際に区民に設置費の助成を行い、生け垣化を促進しています。平成19年度は約0.461km(36件)、これまでに、約16.498km(1,306件)が生け垣となりました。

屋上緑化助成の推進

都市環境の改善、生活環境の向上を図り、みどり豊かで潤いのあるまちなみを形成することを目的として「屋上緑化助成制度」を実施しています。

人の出入りおよび利用が可能な建築物の屋上に緑化区画を設けて樹木等を植栽する際に工事費の一部を助成しています。平成19年度の実績としては362.94㎡(10件)が緑化区画となりました。

第6章 今後の緑化施策の課題

今後は以下の課題をふまえ、練馬区のみどりの保全と創出を推進していきます。

1 都市のみどりの骨格形成

- ・ 地形や水系など自然の秩序を尊重した都市のみどりの骨格形成へ向けた、みどりの保全と創造が必要です。
- ・ 農地の保全が必要です。区全域においてまとまった農地を活かした街づくりを進め、区民と農とのふれあいを推進することが必要です。
- ・ 環境軸推進地区である白子川周辺では、広がりや厚みのあるみどり豊かな空間形成を推進することが必要です。
- ・ 石神井川沿いの緑地の整備、オープンスペースの確保、河川に沿った地域の緑化推進が必要です。

2 歴史風土の保全

- ・ 農地・屋敷林・雑木林が一体の郷土景観の保全と、風土に根差した生活の知恵などの継承が必要です。
- ・ 用水跡や旧街道などの、歴史性を反映した街づくりへの活用が必要です。
- ・ 区内に点在する遺跡や文化財、石造物、その他歴史文化的遺産の保全や、これと一体のみどりの保全・再生など街づくりへの活用が必要です。
- ・ 区民の歴史・風土に対する価値観の浸透が必要です。

3 自然との共生

- ・ もみじ山・清水山・稲荷山憩いの森とその周辺の白子川、農地、斜面林の一体的となった豊かな自然環境の拠点の形成が必要です。
- ・ 白子川、石神井川の多自然型整備、大規模公園等を拠点とし、区内に点在する憩いの森や社寺林等の身近な自然環境の保全、生息環境に配慮した緑化の推進など、による広域的生きもの回廊の形成が必要です。
- ・ 同様に、自然との身近なふれあいの場の形成が必要です。

4 都市環境負荷の軽減

- ・ 緑被率を高めるよう区全体の緑化の推進が必要です。
- ・ 特に緑被率が低い地区では、宅地内緑化の推進と合わせて屋上緑化等にも取り組んでいく必要があります。
- ・ 交通量の多い道路では、道路緑化の工夫と合わせて、沿道宅地の緑化にも取り組んでいく必要があります。
- ・ 外郭環状道路を延伸する場合は、環境負荷の軽減に配慮する必要があります。